

神戸海星女子学院大学 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する行動指針

第5版20210621

活動制限レベル*	学生の登校	授業	課外活動	教員研究活動	学内会議	事務
注意レベル5 制限(最大)	登校禁止	遠隔授業のみ実施(教員が 大学内からしか遠隔授業を 実施できない場合は休講)	オンラインによる活動のみ 許可	必要緊急以外の大学内へ の立ち入りは禁止	オンラインでのみ実施	在宅業務を主とし、大学施 設の維持管理要員のみ出 勤可
注意レベル4 制限(大)	原則登校禁止／対面授業 を実施する科目の履修者 他、一部の学生のみ許可	原則遠隔授業を実施／ 3密を避け感染予防対策の 取り組みをし、実験・実習・ 教職科目等、一部の認めら れた授業に限り、対面によ る授業を実施	原則オンラインによる活動 のみ許可	感染拡大に注意しつつ、遠 隔授業のための立ち入りは 可能／必要な場合に限り少 人数で時差出勤／在宅で の業務が可能な場合は在 宅に移行／大学滞在時間 はできる限り短縮	原則オンライン等遠隔で実 施／対面での実施が必要と 判断された場合は対面での 会議も可	在宅業務が可能な場合は 在宅で行い、それ以外は事 務機能が維持できる少数 で時差出勤
注意レベル3 制限(中)	対面授業を実施する科目の 履修者他、一部の学生のみ 許可	少人数での授業は、感染防 止対策の取り組みをし、3密 を避け対面による授業を実 施／その他の授業は、遠隔 での授業を実施	感染予防対策の取り組みが できると判断した活動に限 り許可	感染拡大に注意しつつ、可 能な業務は在宅での遂行を 推奨	感染防止対策の取り組みを した上で対面会議を実施／ オンライン会議も可	感染防止対策の取り組みを した上で、ほぼ通常の業務 を実施
注意レベル2 制限(小)	3密を避け、感染予防対策 の取り組みをした上で、授 業等、必要のある学生のみ 登校を許可	一部遠隔授業を実施しなが ら、感染予防対策の組み みをし、3密を避け対面よ る授業を実施	感染予防対策の取り組みを した上で活動を許可／合宿 や遠征などの3密を避けら れない活動は禁止	感染拡大に注意しつつ、可 能な業務は在宅での遂行を 推奨	感染防止対策の取り組みを した上で対面会議を実施／ オンライン会議も可	感染防止対策の取り組みを した上で、ほぼ通常の業務 を実施
注意レベル1 一部制限あり	授業等、必要のある学生の み登校を許可	感染防止対策の取り組みを しながら、3密を避け対面 による授業を実施	感染予防対策の取り組みを した上で実施／合宿や遠征 などの3密を避けられない活 動は禁止	感染拡大に注意しつつ、可 能な業務は在宅での遂行を 推奨	感染防止対策の取り組みを した上で対面会議を実施	感染防止対策の取り組みを した上で、ほぼ通常の業務 を実施
注意レベル0 通常	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り

* 兵庫県のフェーズ等を参照しています。